

令和8(2026)年度
下松市中小企業脱炭素経営推進補助金
SBT認定枠
募集要領

下松商工会議所
(令和8年5月11日)

※申請にあたりご留意いただくこと

- 下松市中小企業脱炭素経営推進補助金SBT認定枠（以下「本補助金」）の交付申請をされる方におかれましては、下松市中小企業脱炭素経営推進補助金事業実施要領及び本募集要領に記載された内容を十分に確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いいたします。
- 本補助金の補助対象期間中に中小企業向けSBT認定の取得に至らなかった場合、本補助金の対象になりません。
- 同一の補助経費に対して、この補助金以外に国、県、市及びその他の団体が実施する補助金等を重複した形で申請を行うことはできません。
- 本補助金は、予算額の範囲内で実施します。このため、交付申請を行った場合であっても、予算額に達した場合は、公募が締切となります。
- 本補助金は、公的資金を財源としており、不正行為に対しては厳正に対処いたします

【目 次】

1.	事業の概要.....	2
	(1) 趣旨	2
	(2) 補助対象者	2
	(3) 補助対象事業の要件	3
	(4) 補助対象期間	3
	(5) 補助対象経費	3
	(6) 補助金の額	3
2.	交付申請.....	3
	(1) 交付申請受付期間.....	3
	(2) 申請に必要な書類.....	4
	(3) 申請方法	4
3.	交付決定.....	5
4.	事業実施.....	5
	(1) 補助対象事業着手.....	5
	(2) 補助対象事業の内容変更.....	5
	(3) 補助対象事業の廃止.....	5
5.	事業報告等.....	5
	(1) 実績報告・補助金の請求.....	5
	(2) 補助金の額の確定.....	6
	(3) 補助金の請求	6
6.	その他.....	6
7.	本補助事業の流れ.....	7

1. 事業の概要

(1) 趣旨

2050年カーボンニュートラル宣言以降の脱炭素に向けた急激な社会変化への対応が求められる中、市内中小事業者の温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を支援することで、企業価値の向上と競争力強化により持続的な経営を促進する。

(2) 補助対象者

下松市内に本店（個人事業主にあつては、事業所）を有する、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者※であつて、次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- ① 今後も事業を継続する意思があること。
- ② SBTiの定めるSMEsルート対象者であること。
- ③ 補助対象事業（本要領（3）参照）を補助対象期間中に原則としてコンサルタントの支援を受け、実施したもの。
- ④ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力でないこと。また関係を有していないこと。
- ⑥ 性風俗関連特殊営業等を行う者でないこと。
- ⑦ 市税を滞納していないこと。
- ⑧ 法人（個人事業主については個人事業について）のホームページを作成していること。
- ⑨ 個人事業主については、給与及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多いこと。

※1 中小企業基本法（第2条第1項）下表に規定する会社及び個人

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員 (注)
①製造業, 建設業, 運輸業, その他(ゴム製品製造業除く。)	3億円以下	300 人以下
②卸売業	1億円以下	100 人以下
③サービス業	5千万円以下	100 人以下
④小売業	5千万円以下	50 人以下

【SBT (Science Based Target)】

パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標

【SMEsルート】

以下に3つ以上当てはまる事業者

- ・従業員数250名未満
- ・売上高5,000万ユーロ未満（※1）
- ・総資産2,500万ユーロ未満（※2）
- ・必須のFLAG（※3）セクターでない

※1、2 いずれも前期の金額を申請時点の為替レートにより計算

※3 Forest、Land and Agriculture（森林、土地、農業）の名称通り、林業や農業等の土地集約型セクター

(3) 補助対象事業の要件

- ① 補助対象期間中に次のいずれかの取組を完了するとともに、今後も脱炭素経営に取り組む意思があるもの。
 - (ア) 補助対象者が排出する温室効果ガス量の算定及び削減に向けた目標の設定
 - (イ) 継続的な温室効果ガス排出量把握のためのシステム導入
- ② 国際的な規格である中小企業向け SBT の認証を取得すること。
※中小企業向け SBT の認証を取得できなかった場合、本補助金の対象となりません。

(4) 補助対象期間

令和8年6月8日から令和9年2月19日

(5) 補助対象経費（補助対象経費に消費税は含まない）

区分	概要
コンサルティング費用・業務委託費	令和8年6月8日から令和9年2月19日の期間内において支払われた自社が排出する温室効果ガス排出量の算定、排出量削減目標の設定に要する費用。
システム費	令和8年6月8日から令和9年2月19日の期間内において支払われた継続的な排出量把握のため導入したシステム購入費用
（ソフトウェア費）	令和8年6月8日から令和9年2月19日の期間内において支払われた継続的な排出量把握のため導入したソフトウェア費
（利用料金）	令和8年6月8日から令和9年2月19日の期間内において支払われた継続的な排出量把握のため導入したシステム利用料
認定取得費用	中小企業向け SBT 認定の取得に際し要する申請費用（1,250米ドルもしくは2,000米ドル※（2026/1/5 時点）） ※直近決算売上 500万ユーロ未満:1,250米ドル 直近決算売上 500万ユーロ以上:2,000米ドル ・申請時は、令和8年1月9日付、財務省告示第 11 号による外国貨幣換算率により、一ドルにつき 149 円として算定する ※支払時、これより円安となった場合は、実績報告前に「本補助金変更承認申請書」を提出し交付決定額の変更を行う。 ※支払時、これより円高となった場合は、実際の支払額で補助金額を確定する（変更申請書の提出は不要）。

(6) 補助金の額

- ① 補助金額
上限500千円（千円未満切捨て）
- ② 補助率
3分の2

2. 交付申請

(1) 交付申請書受付期間

令和8年6月8日（月）から令和8年8月25日（火）必着

※提出のあった順に不備のない申請書類を受理し、審査します

※受付期間中であっても、予算額に達した場合は、受付を終了します

(2) 申請に必要な書類

番号	提出書類	
1	交付申請書	別記第1号様式
	経費内訳	別記第1号様式別紙
2	見積書等 ※経費の内訳や明細が項目ごとに示されたもの	
3	【法人】履歴事項全部証明書	発行日より3か月以内のもの
4	【法人】直近の事業年度の法人税確定申告書（別表一）の写し	
5	【法人】直近の事業年度の法人事業概況説明書の写し	
6	【個人】令和7年分の所得税確定申告書の写し	
7	【個人】令和7年分の決算書の写し	
8	その他商工会議所が必要と認める書類	

- 様式は、下松市又は下松商工会議所ホームページからダウンロードしてください。
- 見積書は、経費の内訳や明細が項目ごとに示されたものとし（「〇〇一式」等の記載は不可）。
- 提出された申請書は、書類の不足や記載内容について確認し、不備・不足がないものについて受理します。
- 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- 申請書の写し等の交付は行いません。
- 提出された書類等は、原則として返却しません。

(3) 申請方法

持参又は郵送（書留・レターパック等の配達記録が確認できるものに限る）とします。

3. 交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を、書面（「本補助金交付決定通知書（別記第2号様式）」又は「本補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）」）により申請者に通知します。

4. 事業実施

(1) 補助対象事業着手

交付決定の通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手してください。

(2) 補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、計画の内容、補助対象経費の内訳等を変更（軽微な変更を除く）しようとする際は、あらかじめ本補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に必要書類を添えて商工会議所に提出し、その承認を得る必要があります。

なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません（※申請時より円安になったことによるSBT認定取得費用の増加を除きます）

(3) 補助対象事業の廃止

補助対象事業を中止しようとするときは、本補助金中止承認申請書（別記第4号様式）を商工会議所に提出し、承認を得る必要があります。

5. 事業報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助対象事業が完了したときは、令和9年2月25日（木）（必着）までに、本補助金実績報告書（別記第6号様式）及び必要書類を提出してください。

① 事業完了日

(ア) 業務委託等により事業を行った場合

業務委託に係る費用の支払いを済ませた日、又は中小企業向けSBT認定の申請費用支払日のいずれか遅い日

(イ) 業務委託等によらず事業を行った場合

中小企業向けSBT認定の申請費用支払日

② 実績報告に必要な書類

		提出書類
1	実績報告書	別記第6号様式
	経費所要額精算調書	別記第6号様式別紙
2	業務委託契約書等の写し ※注文書及び注文請書でも可	
3	コンサルティング費用等の支払いを証明する書類の写し	
4	温室効果ガス排出量算定ツール（システム）申込書の写し	
5	金額及び支払い内容のわかる領収書等の写し	
6	中小企業向けSBT認定申請費用のインボイスの写し	
7	その他商工会議所が必要と認める書類	

※様式は、下松市または下松商工会議所ホームページからダウンロードしてください。

(2) 補助金の額の確定

実績報告書の検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、下松商工会議所は交付する補助金の額を確定し、書面（本補助金交付額確定通知書（別記第7号様式））により申請者に通知します。

(3) 補助金の請求

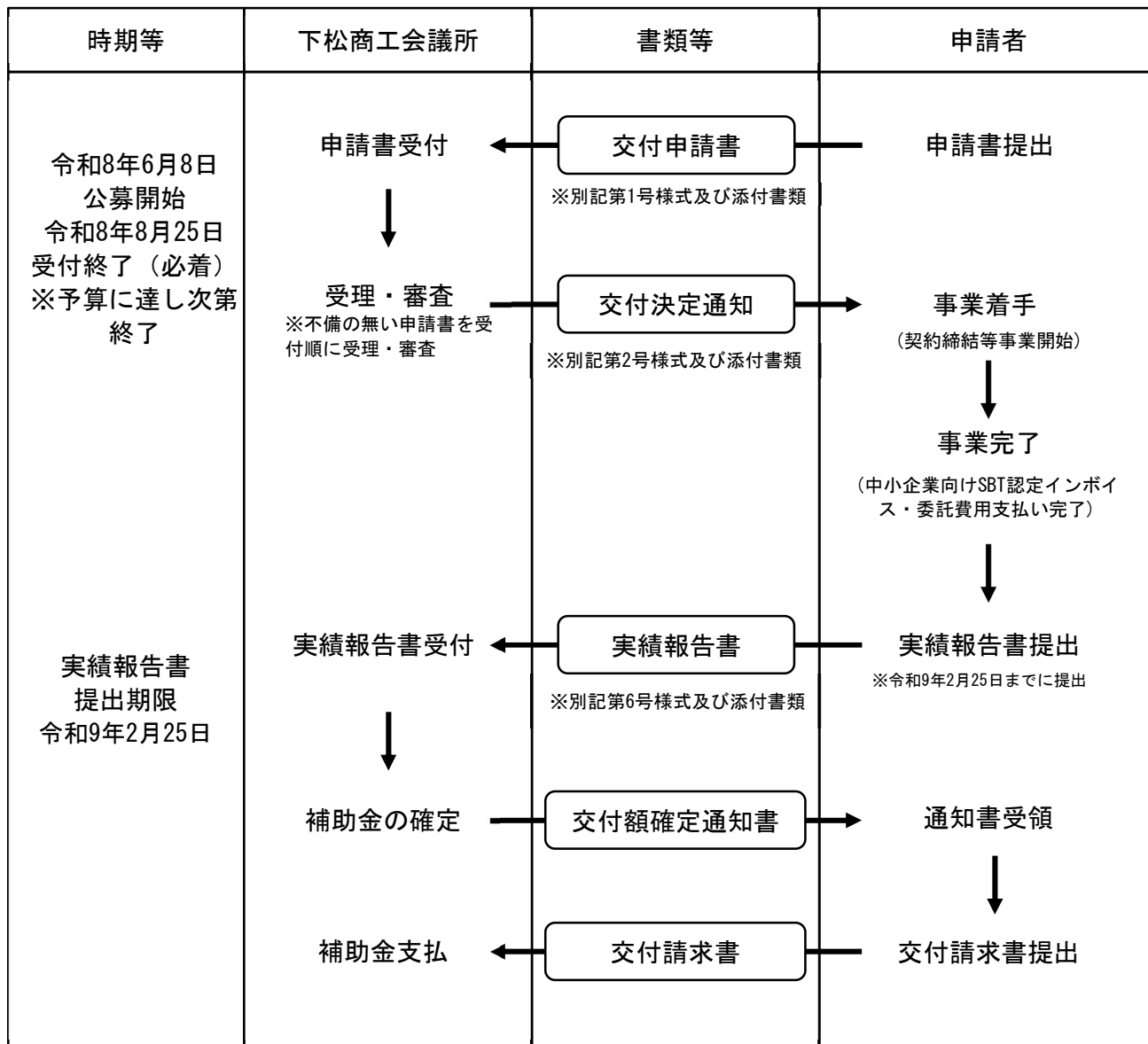
申請者は、本補助金額確定通知書の発行日から起算して14日以内（必着）に「本補助金請求書（別記第8号様式）」により、補助金を請求してください。

6. その他

- 交付申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りです。
- 同一の補助対象経費に対して、この補助金以外に国、県、市及びその他の団体が実施する補助金等を重複した形で申請を行うことはできません。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、商工会議所に報告すること。
- 申請者は、商工会議所が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- 申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

7. 本補助事業の流れ

本補助事業の手続きの一般的な流れは、以下のとおりです。申請の状況によっては、受付期間を変更する場合があります。



お問い合わせ先

〒444-0008 下松市新川二丁目1-38

下松商工会議所

TEL 0833-41-1070

担当：相本、合田

E-mail: daihyo@kudamatsu-cci.or.jp

※ 月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで